

※家電リサイクル対象品の処分について

家電リサイクル対象品は、

「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」です。

陸別町では、家電リサイクル対象品は収集していません。

家電リサイクル対象品を処分する場合は、

- ①新しい製品に買い替える場合・購入したお店が分かる場合は、
その家電小売店に引取を依頼してください。(家電小売店に引取義務があります。)

- ②購入したお店が分からない・営業していない・引越等により遠方にある場合は、
次の家電小売店に引取を依頼することが出来ます。

陸別町大通 (有)小田電気商会 (電話 27-2505)

なお、収集・処分には、「リサイクル料金」「収集運搬料金」が必要となりますので、詳しくは「(有)小田電気商会」様にご相談ください。